

## 16 日本企業による違法な輸出事例

1999年、栃木県小山市の産業廃棄物処理業者（ニッソー）が医療廃棄物を再生用古紙と偽り、フィリピンに輸出した事件が発覚した。

輸出前に日本で行われた積荷検査報告書には、「リサイクル用古紙 80%、プラスチック 20%」と記載されていたが、実際は、注射器や酸素ボンベ、使用済みの紙おむつ、包帯などの医療系廃棄物が混入していたとのこと。

フィリピンに陸揚げされた廃棄物は約2,100トンであり、マニラ首都圏（人口約1千万人）における廃棄物発生量のほぼ半分に相当する。

1999年12月、バーゼル条約違反であるとして、フィリピン政府より日本政府に廃棄物の回収が要求された。これは、1993年に同条約に加盟した日本にとって初の回収・処理事例となった。

2001年4月、日本政府は排出者責任を明確にするために、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を強化し、改正産業廃棄物処理法を施行している。

表1 ニッソー事件の経緯

年 月 日	
1999年 7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貿易商と「古紙の売買」という偽装契約を結び、虚偽の輸出申告を東京税関に提出。（輸出前の積荷検査報告書には、「リサイクル用古紙 80%、プラスチック 20%」と記載）</li> <li>・ 廃プラスチックなど大量の産業廃棄物（医療系廃棄物）をフィリピンに輸出。</li> <li>・ 1999年10月末までに、約2,100トンを違法輸出。</li> </ul>
1999年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フィリピン税関局が、医療系廃棄物の混入を発見。</li> <li>・ フィリピンの環境天然資源省は、「感染性の疑いあり」と判断。</li> </ul>
1999年12月	第五回バーゼル条約締約国会議において、有害廃棄物の輸出入に伴う損害賠償に関する議論がなされた。
12月13日	・ バーゼル条約違反であるとして、フィリピン政府は日本政府に対してごみの回収を要求。
12月21日	・ マニラ南港において、通産省、厚生省、環境省、外務省の関係4省庁を中心とした日本政府による調査開始。
12月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本政府の調査団は、「感染性のある有害廃棄物の疑いが強い」と判断。</li> <li>・ 廃棄物全量撤去の方針を表明。</li> </ul> <p>日本政府が海外に輸出された廃棄物を代執行で回収する初めての事例である。 廃棄物の全量回収には、約2億8,000万円を要した。</p>
12月31日	・ マニラ南港から日本への強制送還作業。
2001年4月	・ 日本政府は排出責任の明確化を目的に産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を強化し、改正産業廃棄物処理法を施行。
2002年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物を不法輸出した罪でニッソー社長に懲役4年、罰金500万円の実刑判決（宇都宮地裁）。</li> </ul> <p>ニッソーはフィリピンへの不法輸出の他、栃木県や茨城県、長野県内に産業廃棄物を不法投棄していた。</p>

出所：朝日新聞(2000.12.22、2002.03.20)および下野新聞社ホームページより作成